

信州型自然保育認定制度シンボルマーク 使用規程

平成 28 年 1 月 26 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、信州型自然保育認定制度に係る施策全般に用いるシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、シンボルマークとは別記のシンボルマークパターンをいう。

(シンボルマークに関する権限)

第 3 条 シンボルマークに関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の申込み)

第 4 条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ信州型自然保育認定制度シンボルマーク使用申込書(様式 1)を長野県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県が構成員となっている団体(以下「県参画団体」という。)が使用する場合
- (2) 「信州型自然保育認定制度実施要綱(平成 27 年 4 月 1 日)」(以下「実施要綱」という。)に基づく認定を受けた保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設(以下「保育所等」という。)が使用する場合
- (3) 国、地方公共団体及びその他公共団体が、公用又は公共用に使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) その他公益上の観点等から使用承諾の手続きを必要としないと知事が認めた場合

2 信州型自然保育認定制度シンボルマーク使用申込書(様式 1)を知事に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) シンボルマークの使用内容がわかる企画書や実際の使用方法がイメージできる図案等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承諾の基準等)

第 5 条 知事は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、実施要綱に定める信州型自然保育認定制度の目的や基本理念等に反しないものと認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承諾しないものとする。

- (1) 長野県の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (2) 県民、保育所等、保育所等に通園する子ども及びその保護者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承諾することを知事が不相当と認めた場合

3 知事は、シンボルマークの使用を承諾するときは、信州型自然保育認定制度シンボルマーク使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用承諾の条件)

第6条 知事は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、シンボルマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別記に定めるシンボルマークパターンに従って正しく使用すること。
- (3) シンボルマークの一部のみを使用したり、又は変更したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) シンボルマーク自体を商品化しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 知事が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに知事に提出すること。

(承諾内容の変更等)

第8条 シンボルマークを使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ信州型自然保育認定制度シンボルマーク使用変更申込書(様式3)及び変更後の使用内容がわかる企画書や実際の使用方法がイメージできる図案等を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更内容を承諾するものとする。

3 知事は、シンボルマークの使用承諾の内容の変更を承諾するときは、信州型自然保育認定制度シンボルマーク使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(承諾の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、シンボルマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) シンボルマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) シンボルマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他シンボルマークの使用の継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、シンボルマークを使用する者に、シンボルマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第 10 条 シンボルマークを使用する者は、知事が承諾した用途に限定してシンボルマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第 11 条 長野県は、本規程によりシンボルマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 長野県は、シンボルマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。